

令和7年度第1回太宰府市子どもの権利条例検討部会 議事録（要旨）

日時：令和7年4月22日（火）午後6時00分～午後7時40分

場所：太宰府市子育て支援センター 多目的室

出席委員：大西部会長、杉本部会員、伊藤部会員、二田部会員、田中部会員、野中部会員（以上6名）

欠席委員：なし

市関係出席者：松尾子育て支援課長、大塚係長、高松参事補佐、行武主任技師、山中主任主事

傍聴者：2名

開 会

○事務局

皆さまお集まりいただきありがとうございます。

定刻になりましたので、これから令和7年度第1回子どもの権利条例検討部会を始めたいと思います。

今年度4月1日付の人事異動に伴い、子育て支援課長が変わっておりますので、皆さまへ一言ご挨拶申し上げます。

○子育て支援課長

<挨拶>

○事務局

続きまして、本題に入る前にスケジュールの確認をさせていただきたいと思います。

今回は2回目の部会になりまして、条例制定に向けた子どもや大人への意見聴取などについてご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではここから大西部会長に進行をお代わりします。

○部会長

皆さま改めましてこんばんは。

今日は議題として二つ挙げています。

まず「子どもの権利とは」ということで、前回子どもたちの実情ということで私から話題提供をさせていただきましたが、今日はいろんな市町村で作られている子どもの権利条例について、具体的にどんな内容かということを最初にお話させていただきます。

その後意見聴取方法ということで、条例の基礎となるデータの収集を予定していますので、その方法も議論できたらと思っています。

では早速、議題①「子どもの権利とは」から入っていきたいと思います。

今回皆さまに「ふくおか子ども白書 2025」をお配りさせていただいてるかと思ひます。

これは、「特定非営利活動法人子ども NPO センター福岡」という団体が、子どもたちの実情、実態や統計の資料をまとめたものです。

この白書は、子どもの権利を大事にし、それを社会に発信するという活動をやっております。例えば教育の問題、子どもたちの環境問題、あとはデジタル社会の課題、居場所のことを子どもの権利という視点から取り上げている書籍です。

今回は第2章「子どもと権利保障」に、今の福岡の子どもの権利条例の状況や、子どもの権利条例の中に多くの自治体で組み込まれている子どもの権利救済機関の設置について紹介がありますので、こちらの資料を見ながら説明させていただければなと思っています。

26 ページをお開きいただくと、「子どもの権利条例の広がりと期待」という題名があるかと思ひます。

NPO 法人子どもの権利条約総合研究所の調べでは、子どもの権利条例を制定した自治体の数は、2024 年 5 月現在で全国に 69 あると書かれています。

一定の独立性を有する子どもの相談や権利の救済機関を条例に基づいて設置した自治体も 50 の大台に達しました、ということも書かれています。

そしてこども基本法の制定、こども大綱の制定を受けて、今後さらに増えていくことが見込まれます。

「こども基本法」という法律が 2 年前に制定され、それに伴って「こども大綱」というものも示されておりますが、この法律では子どもの権利を大事にしていくことが示されておりますので、様々な自治体で子どもの権利条例制定の動きが進んでいます。

次の段落ですが、県レベルで制定されたものについて、長野県、山梨県、新潟県も含まれること、研究所としての判断基準に基づいてリストには掲載していないものの、東京都や埼玉県でも、子どもの権利保障や子どもの意見表明に配慮した条例が作られているということが書かれています。

滋賀県、三重県、北海道、富山県などでも条例作りが進められている他、石川県でも知事が条例制定の意向を表明したということで、現在進行形で作られているところもありますよというご紹介です。

では福岡県ではどうかというところですが、志免町、筑前町、筑紫野市、宗像市、川崎町、那珂川市、田川市、糸島市の 8 自治体で制定されており、最初に制定されたのは志免町になります。

そしてこの 8 自治体全てで、子どもの相談や救済機関も合わせて設置されています。

また資料には載っていませんが、9 つ目として北九州市も最近制定されました。

29 ページでは「全国に広がる子どもの権利救済機関の取り組み」ということで、子どもの権利条例を制定している自治体全てが、子どもの相談や権利救済の機関のことも条例の中に組み込まれているということのお話があります。

子どもの権利救済機関は、条例にうたわれた子どもの権利が侵害されたときに、子どもやその関係者からの相談を受けて、活動をする権限を持っている機関です。

子どもの権利条例を制定した自治体では、この子どもの権利救済に関する機関や制度というものもあわせて設定されているのが特徴です。

それを踏まえた上で、お手元の近隣市町村の子どもの権利条例をご覧ください。

時間の関係で全部見ることはできませんが、どの自治体のものを見ていただいても、大体同じような流れで作られているというのが分かります。全国的にも大体一

緒です。

ただ、第1章以降の内容全てに関連していく条例前文がとても大事で、ポイントになってくるかなと思います。

那珂川市の条例制定に携わらせていただいた際、前文において「子どもとのコミュニケーション」というのを大事にしました。

大人が一方的に何かを決めていくのではなくて、子どもの声をしっかり聞いて、そして子どもとのコミュニケーション、やり取りを大事にしたいという思いを前文に入れていこう、それが那珂川市のオリジナリティじゃないかみたいなことを議論したことが印象に残っています。

おそらく他市においても、前文に時間をかけて作られてるんじゃないかというふうに思いますので、近隣市自治体の前文をぜひ一読していただければと思います。

まとめると、救済機関を盛り込んでいくこと、前文においては太宰府市の場合、何を大事にしていけばいいのか、そのあたりを考えながら、この後の条例作りにいろんな意見をいただけたら嬉しいなと思ってます。

何か皆さんの方からご質問などありますか。

○部会員

前文に関しては、それによって条例そのものに対する取っつきやすさがだいぶ変わってくるなというふうに感じました。

一つ非常に特徴的だなと思ったのが、糸島市は「おとな」と「こども」をひらがな表記されてるんですね。

保護者という表現とはまた別に、「おとな」という言葉がひらがな表記されてることで、なんとなく「自分のことだ」と身をもって感じることができ、印象深かったです。

言葉一つとっても、見た人が自分事として入っていくかどうかは、一つ一つの言葉で変わっていくのだと感じました。

「保護者」や「市民」など、それらも含めて「おとな」と糸島市が書かれてるので、

子どもに関わる全ての成人という意味でスッと入ってきました。

○部会長

ありがとうございます。

先ほどお伝えそびれた点が一つあって、救済に関しても自治体によって表記の仕方が異なっています。

例えば糸島市は第 17 条のところに、「こどもの権利救済委員会の設置」ということで、権利救済委員会の役割、職務というところが具体的に書かれています。

那珂川市は子どもの権利に関する相談・救済は第 21 条に書いてありまして、第 22 条に子どもの権利救済委員会の設置が書かれています。

那珂川市の第 22 条の第 3 項では、「救済委員会は、子どもの権利に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱し、3 人以内の委員をもって組織します」という具体的な人数も書かれ、委員の任期等も細かく書き込んであります。

ちなみに那珂川市は、子どもの権利救済委員会は 3 名で、弁護士、心理士、社会福祉士で構成されています。

ということで、議題①について、子どもの権利条例、または自治体との比較というところでお話をさせていただきました。

では次の議題②の方に移りますので、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

ではこれから、事務局案の意見聴取方法についてご説明します。

事務局では、子どもの権利条約の 4 つの原則のうちの 1 つでもあります、子どもの意見の尊重を大切にした条例制定を目指し、子どもたちの意見を聴取、反映した条例を作りたいと考えております。

そこで子どもの意見聴取方法として、太宰府市内の小学校から高校までの各学校に協力いただいて、子どもの権利に関するアンケート調査と、ワークショップを行うこと

を考えています。

また子どもだけではなく、保護者に対しても、子どもの権利についての認識を高めてもらう必要があると考えておりますので、大人向けのアンケートも検討しております。

今事務局で考えているのはあくまでも案になりますので、確定したものではございません。もっとこういう項目が必要ではないか等、何かご意見がありましたら、皆さまからお話をいただけると幸いです。

小・中学校のアンケートからご説明させていただきます。

対象は小学4年生から中学3年生までの児童を考えており、学校で配布されているタブレットで回答いただくことを想定しています。

小学校1年生から3年生の低学年の児童に対しては、アンケートの内容理解が難しいところもあるかと思っておりますので、今のところは高学年以上ということで考えています。

またアンケートは授業内ではなく、朝の会などの短い時間を利用して回答いただくことを考えておりますので、質問は12問程度で設定しています。

高校生向けのアンケートにつきましては、小・中学生の回答の比較や統計を揃えるため、小・中学生向けのアンケートの体裁や言葉遣いを整えるのみで、内容に大幅な変更はしておりません。

生徒の中には太宰府市外から通っているお子さんもいらっしゃると思いますが、全生徒を対象として、アンケートを実施することを検討しています。

続いてアンケート案の内容を具体的にお話させていただきます。

小・中学生向けのアンケートからご説明します。

まず子どもの権利に関する設問に入る前に、質問1で該当する学年を選んでいただきます。

質問2～4は、太宰府市のことを好きかどうかという項目とその理由を尋ね、条例前文に反映することで太宰府市らしい条例を制定できたらと考えています。

続いて質問5については、子どもの権利に関する認知度の割合調査を目的とし、質問6は子どもが大切だと考える子どもの権利を問う項目を入れ、条例内の子どもの権利の説明に反映させることを考えています。

質問の7～9は、ヤングケアラーに関する項目を入れ、早期発見と支援に繋げることを目的に質問に取り入れております。

質問10は、大人の役割について条例に反映させることを目的とし、救済制度の設置などの検討材料として項目に上げております。

質問11～12は、子ども自身の現在の楽しみや幸せに感じる内容を問い、条例内の子どもの権利の説明に反映できたらと考えています。

最後にこのアンケートは匿名調査を予定していますので、先ほど申しあげましたヤングケアラーに関する事など、人に相談しにくい悩みを抱えている子どもたちの相談窓口として子育て支援課の連絡先を案内することで、悩んでいる子どもたちを一人でも救うことができるようにと考え、文章を入れています。

高校生のアンケートは小・中学校向けアンケートの言葉遣いや、ふりがなを外す等体裁を修正しているもので、特に内容は変わりませんので、説明を割愛させていただきます。

大人向けのアンケートについては、ホームページ等で広く周知すると太宰府市外の方が回答する可能性があることや、十分な回答数が得られない可能性も考え、太宰府市役所で勤務している職員に向けて、子どもの権利の意識調査を行うことを検討しています。

大人向けのアンケートは、先ほどご説明した子ども向けのアンケートと異なり、NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡が実際に行ったアンケートを参考に、子どもの権利に対して大人がどのような認識を持っているかについて測ることを目的としています。

こちらでアンケートに関するご説明は以上になります。

続いてワークショップのご説明をさせていただきます。

ワークショップについては、具体的な事務局案は現状定まっていないのですが、参考に那珂川市で行われたワークショップの例をご紹介します。

那珂川市を参考に、「こんな太宰府市になったらいいな」というテーマで話し合い、出た意見を条例に反映させることができたかと考えているのですが、現時点で公募型のワークショップを検討しています。

具体的には、休日の開催を想定しており、指名制ではなくて参加したいと手を挙げてくれた子どもたちに向けたワークショップです。

そのため子どもたちが「難しいことを勉強しないといけないのかな」と感じると、参加自体協力をいただけないという可能性があることを懸念しています。

「このワークショップ楽しそうだな」と子どもたちに思ってもらえるような企画を実現させたく、今別の案として考えているのが子どもアドボカシーセンター福岡が発行している「きかせてジャーニー」を使用したワークショップです。

すごろく形式のため、ゲーム感覚で行うことができ、自分の意見を表明することや、相手の意見を受け止めること、それに繋がる子どもの権利についてワークショップを通じて実感してもらい、考えていくことができるワークショップになっています。

現物をご用意しておりますので、よろしければご覧ください。

○部会長

ありがとうございました。

小・中学校は全 11 校を対象に、そして太宰府市内にある高校にこれからお願いをしていく流れです。

子どもの権利啓発用のグッズとして、最近こういうもの（きかせてジャーニー）も開発されています。

なかなか子どもの権利というものを、子どもたちに聞くっていうのは難しくて、子どもたちも何を問われてるのかなというふうに感じることもあるかと思いますので、こういった道具を使いながら、意見を集めていけたらと思っています。

意見聴取方法の事務局案について、何かご意見等々ありましたらお聞かせいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○部会員

アンケートについては、子どもたちの困りごととしてヤングケアラーだけを深掘りしてる感じがします。

深掘りするとしたらヤングケアラーだけでいいのかなという気がしたのと、個人の特定はしないということなので、深掘りをしていくと結構果てしなくなるのではないのでしょうか。例えば貧困問題等、多岐にわたって細かく追及していく必要が出てくると感じました。

○部会員

ヤングケアラーの設問において、「つらくなるほどの家事や家族のお世話」っていう部分を、子どもたちがちゃんと読み取れるのかなと思いました。

○部会長

そのあたりについて、何か事務局としての意図がもしありましたらご説明いただければと思います。

○事務局

元々子どもたちが困ってることをもっと深く掘り下げる設問を用意しておりました。

例えば「自分のことを大切に思ってくれている人はいますか」等です。

この設問について、検討途中で質問項目から外した理由としては、「自分のことを大切に思ってくれてる人なんて誰もいない」というような気持ちになる子どもたちがいる可能性を考え、外させていただいたというのが経緯になります。

○部会員

今のその質問はすごくいい気がしました。

自分のことを大事に思ってくれている人がいるか、それを実感できてるかどうかは、

子どもの自己肯定感に繋がってくるころだと思います。

○部会員

この設問は「愛されて幸せな生活を送ること」という権利にも関わっていくと思います。

それに対する回答を父親、母親というように細かく分けるのではなく、「家族」や「近所の人」と表現したらいいと思います。

○部会員

そういう大人がいると思うか問うだけでも、今の子どもの深層心理を知れるのかなと思います。

それと障がいのある子どもたちも取りこぼさないように、そういった子どもたちに対するアンケートはどうするのかと感じました。

例えば子どもたちの回答が難しい場合でも、その保護者の思いを拾うなど、そういった対象者にも手を伸ばして、意見を聞けるとより深みが増すと思います。

○部会長

対象者に関しては追加も含めて、再度検討したいと思います。

とても大事な視点ですね、ご意見ありがとうございます。

もっと言うと、外国籍のお子さんはどうなのかな、と感じました。

先ほど部会員からお話があったように、「自分のことが好きか」とか、「意見を大事にされていると思うか」とか、そういったところも尋ねていく必要があると感じました。

○部会員

条例前文が大事ということで、太宰府市は足りないところを補っていきたいと思うの

か、それとも足りている部分を伸ばしていきたいのか、どういう目線で前文を作成していくのだろうと感じました。

また子どもが今どういうふうに感じているのかっていう質問もあっていいのかなと思いました。

例えば「自分の強みを知っているか」とか、「自信を持って行動できるのか」などです。

○部会長

ありがとうございます。

自己肯定感の質問や、自己有用感、「自分は社会に必要とされてる、生きていていいんだ」というようなことも尋ねてもいいのかなと思います。

今子どもたちの自死の問題が社会課題になっていますので、そういった内容も把握していくことが大事かなと思います。

○部会員

アンケート案にある「夢中になってること」について深掘りするより、夢中になることがそもそもあるのかどうか、楽しいと思うことがあるのかどうか、そういうところこそが条例に活かされていくのかなと思いました。

本音を引き出すという意味では、悩みとか不安だけでなく、不満もきいてみたいかなと思います。

○部会員

不満の内容がはっきり言えないこともあると思うので、あるかないかだけでも問う設問があるといいかなと思います。

○部会員

子どもたちがアンケートを見て、ちょっと読むのも億劫だってなる子も、もちろんいると思うんですよね。

少しそれますが、例えば「自分の好きなスポーツは」というような項目を取り入れてもいいのかなと思います。

私見ですが、このアンケートはちょっとかたいかなと感じます。

子どもの権利というかたいテーマではありますが、いきなり「自分は愛されていると思いますか」というように問われると、責められているという気持ちになることもあるのかなと感じました。

そして、大人向けアンケートは太宰府市の職員対象ということですが、職員だけとなると偏りが出てくると思いますし、もうちょっと職種を広めたほうがいいと思います。

例えば参観日にアンケートを置いて保護者に回答してもらおう等、そういった方法は駄目なのかなと思いました。

○部会員

学校からの連絡手段としてシグフィーがありますが、それを使って回答してくれる親御さんもいると思います。

○部会員

例えばパブリックコメントでなかなか回答が集まらないことを考えると、母数が減ることで回答も偏ってしまう可能性があると思いますので、検討が必要です。

集計するとなると、グーグルフォームやQRコードで対応する方がいいのかなと思います。

○部会長

大人向けのアンケートは、少し対象者を広めてお聞きできるといいですね。

大人向けのアンケートは、福岡市で行われた調査を参考にしているので、条例作りに

かなり活かせるのかなと感じます。

この結果を別のところで見たことがあります。例えば「子どもの権利は義務や責任を果たして初めて子どもに与えられるもの」と認識してる方が全体の3割～4割程いらっしゃるって、「子どもの権利はわがままや自分勝手に繋がるもの」というような回答が得られることは、条例作りの際の検討材料になると感じました。

そのあたりの認識や実態を知って、子どもの権利はギブアンドテイクみたいなものではなくて、元々子どもが生きるために、人間みんなが持っている当たり前の権利ですよと、そういう文章を前文で入れることが必要になってくるかもしれないですね。

○部会員

「子どもと対等に接していますか」という項目はどうでしょうか。

学校に行きたくないとか、ゲームをしたいとか、それが子どもの権利としてあるのですが、親としては全部駄目って多分言ってるんですね。

こういうとき子どもの意見をあまり聞けていないと感じて、このアンケートを通じて、親としても気づきみたいなものを得られたらよいかなと思います。

案にある「大人と同じように当然に認められるべきである」という質問と似てるかなと思いましたが、子どもの権利をちゃんと認めているのかどうかって、皆さんどうなんでしょうと気になりました。

○部会長

対等な関係性、子どもは大人の所有物ではないということですね。

子どもは子どもとしての人格があって、その意見を聞きつつ、でも私（大人）の意見はこうだよ、みたいなやりとりができていくかっていうことですね。

○事務局

皆さま、たくさんのご意見をいただきありがとうございました。

いただいた意見や考えられる項目を練り直し、再度案を作成したいと思います。

6月の検討部会で再度審議して、形になればと思います。

○部会長

そうですね。

せっかくたくさんご意見いただいてるので、もう一度次回見ていただいて、部会の意見をまとめたいと思います。

今日の会議としてはここまでにさせていただき、次回日程の調整をして終了したいと思います。

<部会員の都合を確認し、日程調整>

では6月17日火曜日の18時開始で予定させていただきます。

最後に事務局の方にお戻しいたします。

○事務局

<出席のお礼、閉会の挨拶>

閉 会